

## 平成26年度 第2回地域医療推進部会議事録

1. 日 時 平成26年11月28日（金） 第2回帯広市健康生活支援審議会終了後
2. 場 所 帯広市役所 10階 第3会議室
3. 出席委員 稲葉秀一部会長、小林靖副部会長、菊池英明委員、宇野雅樹委員  
太田邦夫委員、菅野明美専門委員、森茂樹専門委員、若田部紀代子専門委員

### 4. 会議次第

- (1) 前回会議の議事録の確認
- (2) 帯広市休日夜間急病センターの再整備後の取組み状況について
- (3) その他

### 5. 会議内容

#### ○事務局

皆さん大変お疲れ様です。皆さんお揃いになりましたので、始めたいと思います。それでは、開会に先立ちまして、委員及び専門委員平成26年度初めての会議となりますので、改めて、自己紹介をお願いしたいと思います。

#### ○委員・専門委員

※稲葉委員（前回専門委員）、小林委員（継続）、菊池委員（継続）、宇野委員（継続）  
太田委員（公募）、菅野委員（継続）、森委員（継続）、若田部（継続）の順に自己紹介

#### ○事務局

次に、地域医療部会を担当いたします職員を紹介させていただきます。私は、保健福祉センター館長の名和と申します。よろしくお願いたします。こちらが、健康推進課課長補佐の岡田です。

#### ○事務局

岡田です。よろしくお願いたします。それでは、平成26年度第1回地域医療推進部会を開催させていただきます。本日の出席は、地域推進部会、委員9名中、8名のご出席をいただいております。出席人員が委員の過半数を超えていますことから、本日の部会は成立しております。これより、部会長が選出されるまで、名和館長が進行役を務めさせていただきます。

#### ○事務局

それでは、部会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

座って進めさせていただきます。

それでは、次第の2 部会長の選出をお願いしたいと思います。

部会長の選出は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条第4項の規定により、当該専門部会に所属する委員及び専門委員の選挙により定めることとされています。

早速ですが、部会長の選出方法をどのようにすべきか、お諮りいたします

○委員

前回はそうでしたけど、指名推選でいかがでしょうか。

○事務局

ただいま指名推選のご提案がございましたが、部会長の選出は、指名推選によるものとしてよろしいでしょうか。

○委員

はい

○事務局

それでは、どなたか指名推選をお願いいたします。

○委員

地域医療に係る専門部会で、改選前も部会長に就任されておりました帯広市医師会の会長である、稲葉委員をお願いすることとして推選します。

○事務局

ただいま、部会長に稲葉委員との推選がございました。  
他にございませんか。

○委員

はい

○事務局

他になければ、部会長は稲葉委員とさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員

はい。異議なし。

○事務局

ご異議なしということで、部会長は稲葉委員をお願いいたします。  
それでは、稲葉委員に、部会長の席に移動願います。

○事務局（名和館長）

部会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○部会長

稲葉です。先程の生活支援審議会の時にお話させていただきましたけれども、非常に幅広くなってくると思います。特に、これからの2年間、例えば包括ケアの問題も1つですし、あるいは感染

症の問題がありますし、あと、救急の問題もあります。これらについて、活発なるご意見を出していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

これよりの議事進行は、部会長にお願ひいたします。

○部会長

次第3 副部会長の選出について、事務局に説明をお願ひします。

○事務局

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条第6項の規定により、副部会長は、当該専門部に所属する委員及び専門委員の中から部会長が指名することとされています。

稲葉部会長から、副部会長の指名をお願ひします。

○部会長

副部会長は、部会長の指名とのことですので、私から指名させていただきます。

副部会長には、引き続き小林委員を指名したいと思ひます。

よろしいでしょうか。

○副部会長

異議ありません。

○部会長

それでは、こちらの席にお着きになり、一言ご挨拶をお願ひします。

○副部会長

ただいま副部会長に選出されました小林です。稲葉部会長からもありましたけれども、地域包括ケアが2025年に向けて、大変重要になってくるかなと思ひます。特に多職種連携をすることが一番の近道かなと考えておりますので、慎重審議をお願ひします。

○部会長

ありがとうございます。

それでは会議に入らせていただきます。

まず、「前回会議の議事録の確認について」を議題といたします。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。

議事録につきまして、ご質問やご意見があればお願ひします。

(質疑・応答なし)

よろしいですか。それでは了承されたものいたします。

次に、2番目の「帯広市夜間急病センター再整備に係る取組み状況について」を議題といたしま

す。

事務局より、説明願います。

## ○事務局

それでは、帯広市夜間急病センター再整備後の取り組み状況について説明させていただきます。お手元に配布の資料1をご覧くださいと思います。まず、これまでの取り組み状況でございますが、主に、今年の2/26の前の地域医療推進部会以降の動きを中心に進めたいと思います。まず、前回2/26に部会を行いまして、3/18に4/1の柏林台におきます新しい休日夜間急病センターオープン前最後になります準備委員会を開催しまして、急病センターの運営マニュアル等、最終的な詰めを行ってきています。その後3/21の関係者への内覧会を経て4/1に記念式典を行いまして、新たな診療体制での供用を開始したところです。

5/15は、それまで議論を重ねて参りました、準備委員会を発展的に解消する形で幹事会の中に新たに設置しました運営専門会議、第1回目を開催しまして、実際の供用を開始して以来の諸問題について協議し、急病センターの運用マニュアルの改善を図ってきております。更には、7/31に開催しました第2回目の運営専門会議の方でも薬剤の選定も含めまして、継続して検討、協議を行ってきたところでございます。

続きまして、資料2番目の方をご覧くださいと思います。移転改築後、新しくなった以降の患者数の動きを月ごとにまとめたものでございます。夜間につきましては、書いてあるとおり、25年、26年それぞれ平均を示させて頂いてますが、特に4月は前年対比158%、5月も160%とかなり増えていまして6月、7月になって若干落ち着いていますが、平均でいいますと、前年対比145%ということになっています。

休日につきましては、前年度までは、在宅という形でそれぞれの病院の方でお願いしてきていたところではありますが、4月でいいますと25年26年の平均でいいますとほぼ同じくらいの1日平均でしたが、それ以降につきましては、若干少なくなってきています。ここ4カ月の平均でいいますと83%となっております。

次は、休日夜間急病センター医療スタッフ等の配置についてですが、旧夜間急病センターでは、毎晩午後9時～翌朝8時まで一晩あたり医師1名看護師2名の体制でございましたが、今回移転してから午後9時～午前1時までの間に看護師1名を増員すると共に事務スタッフを配置してあります。

資料2の下の部分がそのとおりとなりますが、従来の夜間診療に加えまして、休日の日中午前9時～午後5時までが診療時間に加わっています。この休日診療は、体制といたしましては、左側になります当初、医師2名の他、看護師4名、看護助手2名、薬剤師2名、管理調整事務1名と、放射線技師1名、それから受付業務、受付業務につきましては外部委託の体制で行う予定でしたが、実際に4月以降、運営を開始してみますと当初予定していた体制では、運営がなかなか円滑に進まないということで、問診の看護師1名、処置室1名の計看護師2名を増員して、代わりに看護助手を1名減としまして、薬局に助手を1名配置し、管理調整事務を1名から2名する等、人員体制の見直しを行い、対応しているところです。看護師の2名増につきましては、春の連休も乗り越えまして、ある程度落ち着いたものとしまして、現状では1名としておりますが、今後インフルエンザの流行、年末年始を迎えるに当たりまして、体制の精査を現在しているところです。なお、今後につきましても、運営専門会議の場で残っている懸案事項や、繁忙期に対する対応などにつきましても、継続的な検討協議を行っていくところです。説明は以上です。

○部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問があればお受けいたしますので、お願いします。

○委員

前回の議事録を見ますと、夜間の部分と休日の部分とスタッフが別れていますよね。この表で見るとその辺がはっきりしない。夜間と休日の診療体制というのは、全く別だと思うのでそれぞれ別々に表記していた方がわかりやすいと思います。

○事務局

今回ですね新しいセンターを設立するに当たりまして、従来の夜間の部分と、新たに4月から休日の部分の診療をスタートしてきています。委員のおっしゃるようにこの資料のみであれば、夜間、休日、そして下の体制の部分については、夜間、休日と書くべきでありましたけれども、今回休日の部分、新たな部分について書かせていただいたということで、ご指摘の方は受け止めたいと思います。

○委員

それでは、これは夜間じゃなくて休日の部分ということで。

○事務局

休日の診療の部分です。

○部会長

急病センターの正式な名前が休日夜間急病センターという名前が出ますので、ですからここにあるのは、上で書いてある夜間の部分は全く入っていないで、休日の人員体制を提示してある。口頭でいいですか、その夜間の部分。

○事務局

先程説明させていただきましたけれども、夜間につきましては、夜の9時から朝の8時まで診療を行っています。科目につきましては、内科・小児科ということで医師が2名、それから看護師が1名、それと受付事務が1名という体制で現在診療を行っているところです。それと、ここに書いてあります休日の分については、医師が2名、看護師が5名、看護助手1名、薬局薬剤師が2名、受付管理調整事務が2名という体制で休日の診療を9時から5時まで行っている状況です。

○部会長

医師は1名ですよ。

○事務局

夜はですね。はい。

○部会長

3名の固定の医師が、21時から朝の8時まで3名の医師を雇用しております、それでローテーションしている。ただ、現実にはこの4月から1名欠員になっておりまして、ですから、現状は今2名ですから30日あるうちの一人10日づつやっていく、現状としては、厚生病院さん、第一病院さん、協会病院さんを含めました2次救急の医療機関の先生にお願いしています。これは早くにそこを是正して3名体制に戻さないと、2次の先生に益々負担がかかってしまう。そんな現状です。みなさん認識しておいてほしいと思います。

休日の看護師さんですけれども、これは各市内の病院から出向しているんですね。

○事務局

いえ、通常普段は働いていなくてですね、休日だけこちらのセンターの方へ業務に来てもらうという・・・

○部会長

その方が何人くらいいるんですか。

○事務局

今、登録では15名ほどおります。

○部会長

通常は、市内の診療所だとか病院に勤めている方ですね。その15名は。

○事務局

いえ。

○部会長

では、これだけに来るひともいれば勤めている人もいれば、色々な形態の看護師がきている。それとは別に専任看護師が2名いる。

○事務局

専任看護師は3名です。

○部会長

3名ですか。それとは別にいるということですね。

○事務局

その方たちは、毎回来ていただくという形で、ローテーションを組んでいます。

○委員

診療放射線技師っていうのは・・・

#### ○事務局

薬局と、レントゲンがありまして、レントゲンにつきましても放射線技師会の方から毎回休日につきましては1名ずつ出向していただいているということでございます。ここには載ってございませんけれども、放射線技師、それから薬剤師さんについてもそれぞれ所管の団体から出向していただいているという状況になっております。看護師につきましては、対策後の夜間急病センターの財団法人の方で臨時雇用という形になりますけれども、雇用という形をとっています。

#### ○委員

休日に関して、在宅からセンター方式になったという考えは何なんでしょうか。

#### ○事務局

従来、休日についても、在宅の方でお願いしていました。在宅の部分についてはやはり医師自体が高齢化の問題もあったり、なかなかこれから維持していくのが大変だということで、このセンターに来ていただく形での診療体制を医師会さんの方と相談させてもらいまして、その体制の実施の見込ができましたことから、今年の4月から休日、年末年始等約70日間になりますけれども、こちらの休日夜間急病センターの方で診療を行っていくということでございます。従来の夜間7時から9時までの部分については、従来どおり在宅の医療機関での診療をお願いしているところでございます。

#### ○部会長

これは、医師会でも検討しているのですが、これまで急病センターが東区にあった場所から、今の柏林台、非常に利便性の高い場所に移ったということが一番、患者さんにとって認知度があがって、結果として、夜間の患者さんは増えたんじゃないかと。これは非常にその移ったことで増えた。休日に関しましては、いかにコンビニ受診を減らすかというのが、一番大きなことですし、それから休日診療じゃなくて、救急医療だという発想の基にかなり周知させていただきましたし。それから、どここの医療機関の名前が載っていると、あの先生のところにいくか等、やっぱり色々あったんじゃないかと思うんですよね。ですから、逆に休日が減るということは、医師会としては、非常に利に適った動き、夜中増えて昼間減るというのを望んでいたというのがありますけれども。

#### ○委員

在宅っていうのは、従来のいわゆる当番医のことをいっているんですか。

#### ○部会長

ええ、そのとおりです。みなさん、新聞で見たときに書いてあったと思います。今も実は19時から21時まで、毎日のように新聞見れば、夜間救急医療ってでていると思うんです。あれはまだ残っております。

#### ○委員

19時から21時ですね。

○部会長

はい、それはですから在宅で動いています。

○委員

そうすると、休日は夕方5時までですよね。5時から7時までというのは空白になるんですか。

○部会長

一応は、夜間診療されている医療機関等も帯広市内にはありますので、そういうことを含めて公的にこうやっているというものは出しておりませんが、その辺で大体、救急医療をカバーできているのではないかと認識しております。

○委員

5時から7時までは、どこにいけば診てもらえるっていうのははっきりしてないんですか。

○部会長

してないです。

○委員

これは、例えば市役所だとか消防とかに電話するとどこで診療受けられるとかわかりますか。

○部会長

17時から19時の間については、行政でもどこで診療しているというのはないと思います。

○委員

やはり、一般的にいうと空白みたくなるのですか。市民にわからないってことは。

○部会長

はい。

○事務局

平日であれば、診療時間が若干遅くまでやっている医療機関もありますけれども、数がかぎられますので、通常5時までとすれば、夕方5時から夜の7時までの間は、空白期間ということに一応なります。

○部会長

あといかがでしょうか。

○委員

せっかくですから、この問題で。先程部会長の方から、コンビに受診ということが出たのですが、でも、いわゆる一般の人がですね、これは救急で行った方がいい、これは、大したことないから待

ったほうがいいのかという判断というのが難しいと思うのですが、何かそういったものはPRする、こういう場合は救急医療、夜間急病センターに来てもいいといたら、言葉が変だと思えますけど。

○部会長

少なくとも、体調を崩された方が、これは病院に行った方がいいと判断されたら、医療機関を受診して全然構わないことなのです。これは、ここでの線引きは何もないです。

○委員

休日診療っていうのが、いつももらっている血圧の薬を、日曜日にもらいたっていうのがコンビに受診ということで、体調の変化は構わないと思います。

○委員

去年の場合、これは実績が載っているのですが、これは当番医の方で受けた人数ということでよろしいんですか。

○事務局

そうです。昨年、休日につきましては、それぞれの医療機関でやっておりますので、それぞれの医療機関の休日の数字を載せさせていただきます。

○委員

病院の方から、今日は何人受けましたということなんですね。  
去年までは、当番医というのはいくつあったのですか。

○部会長

ずっとこれは、何年も続いているんですけども、帯広市からの委託もありまして、休日につきましては、2 医療機関、内科小児科系の 2 医療機関が朝の 9 時から夕方 5 時まで、開いております。外科系はまた別として、1 医療機関がやはり動いています。その 2 医療機関である程度帯広の 1 次救急をまかなっていたので、今回センターに出向することにおいても、2 診があればまず、同じように動くだろうってことでの、それでのこの休日での医師 2 名ということなのです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○部会長

あといかがでしょうか。この問題はやはり色々ありますので、その都度議論していただければと思います。他になければ、この件につきましては議論はこれで終了いたします。

次に、その他について、事務局から、説明願います。

○事務局

資料 3 をご覧いただきたいと思います。

10 月から、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種化について、ご報告させていただきます。

水痘につきましては、書いてあるとおり、ウイルス感染により発熱と痒みを伴う水疱ができます。感染力が強く、5歳までに約8割が感染するといわれています。大人になって感染すると症状が重くなりやすく、妊婦が感染すると胎児に影響を及ぼす場合があるとされています。年齢に応じまして、接種回数が異なりまして、1歳から3歳になる前日までは2回、これは、今回の定期予防接種の関係になりますが。標準的には1歳から1歳3ヶ月までの間に初回接種を行いまして、3ヶ月以上あけて追加接種を行っていただきます。平成26年度のみが3歳から5歳になる前日までは1回できることになっていまして、いずれも費用は無料になっております。

高齢者の肺炎球菌につきましては、全体の25%から40%を占め、高齢者の感染や重篤化を予防するために有効だと言われてます。今回は65歳、70歳など5歳刻みの方が対象となります。個別に対象者につきましては、帯広市からお知らせを郵送することになります。接種回数につきましては、1回で費用は自己負担2,900円で、生活保護受給者につきましては、費用が免除されることになっております。この2つは、今回定期接種化されましたことについては、今まで任意だったものが、定期予防接種に切り替わったということになります。いずれの予防接種についても、参加医療機関の取りまとめ中です。報告は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問あればお願いします。

○委員

肺炎球菌のその他のところで、無料になる医療機関は指定されますっていうのは、これは、生活保護の人はどこへいったらいいのでしょうか。

○事務局

これは、申し訳ございません。資料の誤りですね。上の水痘のものをそのままコピーしてしまいました。減額の2,900円になる医療機関について指定されるということです。

○委員

もう1点これ、もしこの5歳刻みに当てはまらない人が希望した場合っていうのは、費用は違う費用になるということですか。

○事務局

あくまでも、この5歳刻みの年齢以外の方は自己負担で受けていただくという形になります。国のほうは、一応5年間継続して、それぞれの皆さんが5年の間に1回受けられる機会を設けるということで、それ以降につきましては、当初の65歳だけが対象になっていくという考え方で進められてきてございます。

○部会長

いかがでしょうか。

○事務局

この件につきましては、10月からということですので、平成26年度につきましては、6

ヶ月間しか余裕がありません。したがって、ここに書いてありますように、個別にお知らせをしてこの期間内に間違いなく受けていただくよう勧奨していきたいと思っております。

○委員

水痘の方ですが、3歳から5歳までに1回接種ということですが、これは暫定的にやらざるを得ないということで1回接種ですか。

○事務局

期間的に半年間で1回しかできないということで、あくまでも経過措置ということで、3歳から5歳までについては、26年度に限っては1回ということになります。

27年度以降になると、1歳から3歳になる年齢が2回接種になってまいります。

○委員

今3歳の子は、1回無料で接種を受けられるけど、2回目の接種を受けようと思ったら、有料になるってことですか。

○委員

要するに2回受けるってことは、1回だと抗体獲得率が低いので2回接種ということだと思えますけど。

○部会長

あくまでも、3歳から5歳までで、1回もうっていない方は1回は自費で払わなければならないということなんです。来年度になれば、変わるかも知れませんが。

○事務局

こういう予防接種なんかですと、年度の途中で制度が入ってきまして、経過措置が常についてくる状況になります。

○委員

これ、自己負担の場合金額というのは、照会されているのですか。

○部会長

これはですね各医療機関それぞれ決めていまして、インフルエンザについても、あるいは肺炎球菌についても、金額だと厚労省・・・あれにひっかかってくるんです。価格協定に関わってきません。

○事務局

高齢者についても、今まで任意で各医療機関さんで受けることができたものが、定期接種化によって、自己負担2,900円で受けられるようになるというような形になっています。

○委員

肺炎球菌感染症の予防接種で感染率とか・・どのくらいなのですか。

○部会長

えっと、今ここではデータ持ってないので、なんとも言えないですけど。

○委員

ワクチンは5年間くらい有効のものなのですか。

○部会長

以前は、65歳以上で1回だけということだったんですが、どうもウイルスの抗体価を調べていくと、だいたい5年ぐらい経つとワクチンの抗体価が下がってくるということが、わかってきて、海外では5年に1回くらいいうっているようです。それから、ワクチンも新しくもう1種類でているんですけども、金額でいくと、1社しか認められていない、うてないのですよ。もう1社でてるのは、もっと高い。ただ、入れている抗体がそれぞれ違いますので、その辺の評価はきっと、次年度以降になるんじゃないかと思えますけれども。これは、費用1人2,900円それくらいの金額です。ですから実際どのくらいの方が受けてくれるかですよ。

○委員

前回の議事録見ますと、市の地域健康の柱というのが、休日夜間の病院の関係と、それから予防接種ですか。という風に読み取ったのですが、市のやってる予防接種の事業の内容というかできれば、解かるような資料をいただければと思いますね。例えば、対象者がどのくらいいて、どのくらい受けているんだと、市の方の予算をどのくらい使っているとかですね、そういったものをお願いしたいですね。それともうひとつ、帯広市新型インフルエンザなんとか計画ってありますよね、これはいわゆる一般のインフルエンザと違うということなのですか。

○事務局

ええ、一般の季節性のインフルエンザとは別にですね、病原性が強くてですね、強烈に蔓延する恐れがあるインフルエンザについての行動計画になります。それについては、国の方で、どういうインフルエンザかというのが指定されまして、国の方の指定により、その行動計画に沿った対応をしていくという形になります。

それと、予防接種のお知らせについては現在、健康づくりガイドという形で各コミセンですとかに配布していますし、また市のホームページからも全部取得できるようになっております。特に、乳幼児の予防接種というのは、多くなっておりますので、そちらの方は保健福祉センターですとか、そういうところで、お母さん方に配布をしているという状況でございますので、次回の部会の方で、資料については、用意させていただきたいと思えます。

○部会長

インフルエンザに関しては、前回私が質問したのですが、いわゆる新型インフルエンザで強毒性のインフルエンザを想定した国の行動計画です。今から4年程前に流行したH1N1の型の強毒性、それほど強毒性ではなかったけれども、多くの方が罹患したら・・たぶんみなさんご存知だと思います。それは今の通常の季節性のインフルエンザのワクチンになっていますけど。それで

いったら、強毒性のH5N1 っていうのを想定したもので、前回はインフルエンザの行動計画の素案が提示されていたと思います。たぶんこの次ぐらいには、もう少し、具体的な内容を持ってして提示されるんじゃないかと思います。

○委員

これみると、感染者人口の 25%、42,000 人ですか、帯広でいうと。で、その内 1,000 人くらいが死にそうだということですか。

○事務局

これは、1/4 が罹患するという国の数字に基づいて、市の方で試算をさせていただいております。

○部会長

よろしいですか。なければ、この件の質疑に関しては終了とさせていただきます。  
あと、何か事務局の方から・健康まつりのチラシが入っていますが。

○事務局

毎年恒例ですが、9/7 の日曜日になりますが、東 8 条南 13 丁目の帯広市保健福祉センターで開催させていただきます。今年のテーマとしては、「いつでもどこでもちょこっと健康づくり」ということで、身近なところから健康づくりというのをテーマとし、いろんな催しをさせていただきたいと思います。ぜひ、来ていただければと思います。以上です。

○部会長

ありがとうございます。以上ですべての議題を終了しましたけれども、次のこの地域医療推進部会の日程ですけれども、事務局よりお願いします。

○事務局

次回の地域医療推進部会の日程ですが、稲葉部会長と調整の上、委員の皆様にご案内させていただきますのでよろしくをお願いします。通例でいいますと、先程審議会のほうでも話ができましたけれども、11 月ぐらいに決算関係の説明などと併せてやっておりますが、稲葉部会長と調整させていただいて、ご連絡させていただきます。よろしくをお願いします。

○部会長

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。1 時間 40 分に渡り、みなさんご苦労様でした。次回また、よろしくお願ひしたと思います。